

佐賀県告示第 20 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 7 年 1 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 解除に係る保安林の所在場所

唐津市二夕子三丁目 17 番 3、17 番 4、18 番 4、18 番 5、北城内 66 番、
176 番 1、176 番 2

2 保安林として指定された目的

防風及び潮害防備

3 解除の理由

指定理由の消滅